社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 ボランティアセンター 設備利用の手引き

郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動をしている団体や個人の みなさんが充実した活動ができるように、必要な場所や器材などの設備の貸し出しを行います。利用す るためには、ボランティア登録が必要です。設備は、みなさんで使うものですので、気持ちよく使える ようご協力ください。

- 1. 利用できるボランティア団体・個人
 - ・ボランティアセンターに登録しているボランティア・市民活動団体及び個人
- 2. 利用できる日時
 - ・ボランティアセンターの開所日(平日のみ開所、土日祝日は閉所)
 - 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3. 利用できる設備及び利用方法

以下の設備を利用することができます。利用料はかかりません。 注意事項を守っていただけない場合には、登録を取り消す場合があります。

- ① ボランティア活動交流室 定員5~6名
 - ・ボランティアセンターの開所中に登録された団体・個人の方に自由に使っていただけるスペースです。

就労準備支援事業等で使用している場合がございますが、その際はボランティアセンター職員へ お声掛けください。

- ②洋室1(1F) 定員30名、要予約
 - 毎週水曜日と木曜日はボランティアセンターで洋室1(1F)を借りていますので、活動のための 打ち合わせや勉強会、作業の場として利用することができます。ただし、利用できるのは登録団体のみになります。

③ 印刷機

- ・印刷室にて、ボランティア団体の会報や活動資料などの印刷をすることが出来ます。
- ・ボランティア活動に必要な資料以外の目的での使用を禁止します。
- ・印刷機は、職員や他団体も利用しますので、事前予約及び室内での帳合い・綴じ合わせなどの製本作業はご遠慮ください。終了後は、電源の切り忘れにご注意ください。
- ・ボランティアセンターの開所している時間に利用できます。なお、土曜日、夜間の利用については、その時間に郡山市総合福祉センターを利用している団体のみ要相談となります。
- 利用時にはボランティアセンター窓口で「印刷機利用日誌」を受け取り必要事項を記入し、印刷した物をボランティアセンターに1部ご提出してください。
- 印刷用紙はご持参ください。印刷する枚数に制限はありませんが、500 枚以上印刷する場合、ボランティア基金にご寄付いただけると幸いです。(目安として1枚5円)
 - *1回の来所につき10枚以下の印刷の場合はボランティアセンター職員までご相談ください。

⑤掲示板

- チラシやポスターを使ったボランティアの募集やイベントの告知などの周知に利用できます。
- 掲示物には、「連絡先」と「連絡担当者」を明記してください。また、内容に変更があった場合は速やかにボランティアセンターまで連絡をしてください。

お問い合わせ先

〒963-8024 郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター内 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 024-924-2968 FAX 024-924-2954